

動物を飼育する方向けQ&A

動物を飼育する方向けQ&A（7月7日時点版）

[問1\) 新型コロナウイルスは、飼育しているペットに感染しますか？](#)

[問2\) 新型コロナウイルスに感染したペットではどのような症状がありますか？](#)

[問3\) 新型コロナウイルスが飼育しているペットから人に感染した事例はありますか？
また、ペットを飼育する上で注意すべきことはありますか？](#)

[問4\) 新型コロナウイルスはコウモリ由来というのは本当ですか？](#)

[問5\) 犬を飼育していますが、狂犬病のワクチンは6月30日までに打たないといけないのですか？](#)

問1 新型コロナウイルスは、飼育しているペットに感染しますか？

これまでに新型コロナウイルスに感染したヒトからイヌ、ネコが感染したと考えられる事例が数例報告されています。また、動物園のトラやライオンの感染（飼育員から感染したと推察されている）事例も報告されています。

ただし、新型コロナウイルスは主に発症したヒトからヒトへの飛沫感染や接触感染により感染することが分かっており、現時点では、ヒトから動物への感染事例はわずかな数に限られています。

[ページの先頭へ戻る](#)

問2 新型コロナウイルスに感染したペットではどのような症状がありますか？

これまでのところ、イヌでは明確な症状は確認されていませんが、ネコでは呼吸器症状・消化器症状があったとの報告があります。

[ページの先頭へ戻る](#)

問3 新型コロナウイルスが飼育しているペットから人に感染した事例はありますか？また、ペットを飼育する上で注意すべきことはありますか？

これまでのところ、新型コロナウイルスがペットから人に感染した事例は報告されていません。

一方で、ネコは、新型コロナウイルスの感受性が他の動物種よりも高いとの報告があり、実験室内での感染実験では、ネコが他のネコに感染させ得るという結果が報告されています。また、オランダのミンク農場でのミンクの大量感染事例では、新型コロナウイルスに感染したミンクから人へ感染した可能性のある事例が報告されています。

新型コロナウイルス感染症に限らず、動物由来感染症の予防のため、動物との過度な接触は控えるとともに、普段から動物に接触する前後で、手洗いや手指用アルコールでの消毒等を行うようにしてください。特にペットの体調が悪い場合はできる限り不必要な接触を控えましょう。

(参考) 厚生労働省動物由来感染症HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansen/shou18/index.html

啓発資材：「近すぎず、適切な距離でおつきあい」



[ページの先頭へ戻る](#)

問4 新型コロナウイルスはコウモリ由来というのは本当ですか？

新型コロナウイルスの自然宿主は現時点では不明です。その遺伝子配列がコウモリ由来のSARS様コロナウイルスに近いこと、コウモリがこの新型コロナウイルスの起源となった可能性が考えられていますが、現時点では明確なことはわかっていません。

(参考)

国立感染症研究所、日本ウイルス学会ホームページ

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/9303-coronavirus.html>

日本ウイルス学会ホームページ

<http://jsv.umin.jp/news/news200210.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

問5 犬を飼育していますが、狂犬病のワクチンは6月30日までに打たないといけないのですか？

犬を飼育されている方は、狂犬病予防法に基づき毎年4月1日から6月30日までの期間に飼育している犬に予防注射を受けさせる必要があります。

しかしながら、今年は、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延の影響によるやむを得ない事情（緊急事態宣言の発令に伴う外出自粛、動物病院の混雑による3密防止等）により6月30日までに予防注射ができなかった場合は、7月以降（遅くとも12月31日まで）に予防注射を行うことも可能です。

ただし、上記措置は、犬の狂犬病予防注射を行わなくてもよいとしたものではありません。飼育している犬への狂犬病予防注射は、飼い主の大切な義務ですので、適切な時期に必ず予防注射をお願いします。

また、動物病院を受診する際は、待合室での混雑を避けるため事前に電話連絡で相談するなど、集団感染を防ぐための配慮をよろしくをお願いします。

(関連情報)

[狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行について（施行通知）（令和2年6月11日付け健感発0611第1号）](#)

(参考：2020年版：狂犬病予防啓発ポスター)

あなたの大切な家族のために
いままでも これからも

守り続けよう

狂犬病ゼロ社会



狂犬病は、犬だけでなく、人にもうつる病気です。
発症した場合、ほぼ100パーセント死に至ります。

犬の飼い主は、狂犬病予防法に定められた以下の義務を守りましょう。

① 飼い犬の登録 ② 狂犬病予防注射の接種 ③ 鑑札・注射済票の装着

詳しい情報は、厚生労働省ホームページ「狂犬病」について、をご覧ください。

お問い合わせは、厚生労働省の
相談所、各地域の保健所にします。

厚生労働省
www.mhlw.go.jp

[ページの先頭へ戻る](#)



[PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。](#)